

(参考) 伊方地域における対応例

物資集積拠点・一時集結拠点（物資）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 物資供給の迅速性を高めるため、公的施設や民間の倉庫等を活用し、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点到に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について協定事業者に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点<7拠点>
(アイテムえひめ(愛媛県国際貿易センター)、愛媛県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、宇和島市総合交流拠点施設(道の駅みま)、周南緑地、山口県消防学校及び大分スポーツ公園)
・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
・オフサイト対応が必要となる放射線防護資機材
・追加が必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
・避難住民への食糧・物資の供給
・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)
・公的施設のスペースが不足する場合は民間施設を活用

一時集結拠点(物資)<5拠点>
(しもなだ体育館、五十崎体育館、JA南味菜共選場、上関急津空地、壺津竹の浦空地)
・屋内退避住民への食糧・物資の供給
・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

物流専門家の派遣
・協定事業者から災害対策本部や物資集積拠点到に派遣
・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

拡散計算を参考情報として活用する場合の留意点の整理

原子力災害発生時において予測的手法を活用することについては、プルームの放出時期を事前に予測することはできないことに加え、予測に基づいてプルームの特定の方向を示すことはかえって避難行動を混乱させ被ばくの危険性を増大させることとなること、さらには、避難行動中に避難先や避難経路を状況に応じて変えることは避難行動自体を困難なものとする。これらのことから、国は、原子力災害時において、予測的手法を、避難の方位を示唆する等の緊急時の防護措置に活用しないこととしているが、地方公共団体は、原子力発電所事故の状況や地域の実情等様々な情報に加え、自らの判断と責任により拡散計算を参考情報として活用することは妨げられない。

以下、拡散計算には、大きく分けて、予測計算¹と逆推定²の二つの手法があることを前提に、拡散計算を参考情報として活用する場合の留意点について整理する。

(1) 不確実性の存在の認識

予測計算であっても、逆推定であっても、インプットとしての放出源情報又は気象情報には一定の不確実性がある。このため、拡散計算の結果についても、一定の不確実性があることを前提とする必要がある。

(2) 単位量放出による予測計算の結果の解釈

計算結果は、放出の有無や放出量自体が計算上の都合によって仮定されたものであることから、絶対値（具体的な予想被ばく線量や放射性物質の濃度の分布）ではなく、相対的な分布を示すものとなる。

(3) 拡散計算の結果の取扱い

拡散計算の結果は、一定の不確実性を含む情報であるため、不確実性についての理解や、計算の前提とした気象条件や計算結果を解釈する能力などが必要となる。したがって、緊急時に単位放出量の相対的な予測結果を活用する場合には、それが具体的に何を表したもののなのか、その予測計算にはどのような不確実性や限界が存在しているのか等について、応急対策に関係する要員が正しく理解する必要がある。

(4) 実際の避難行動等への反映

拡散計算の結果を参考として避難方向等を決定した後、気象情報の変化等により予測結果に大きな変化があれば、避難方向等を変更しなければならなくなることも考えられ、混乱が発生するおそれがある。これらにより災害弱者等の身体的・精神的負担が増加するリスク、予測が外れた場合にはかえってプルームによる影響が増加するリスクなどがあり、拡散計算を参考情報として活用する場合であっても、これらのような様々なリスクを勘案する必要がある。

¹ 放射性物質の放出予測と気象予報をもととして、未来の放射性物質放出結果を予測する方法

² 実際の放出について計測されたモニタリングポストでの実測値をもとに、元々の原子炉からの放出源情報を推定し、当該情報と実測の気象情報をもとに再度拡散計算を実施することにより、現状の放射性物質の拡散状況を推定する方法

原子力災害対策関係府省会議
構成員

議長	内閣官房副長官 杉田 和博
議長代理	内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一
副議長	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 山本 哲也
構成員	内閣官房参与 平田 竹男
	内閣官房危機管理審議官 永井 達也
	内閣府政策統括官（防災担当） 海堀 安喜
	警察庁警備局長 松本 光弘
	消防庁次長 緒方 敏則
	文部科学省研究開発局長 田中 正朗
	厚生労働省労働基準局長 山越 敬一
	資源エネルギー庁長官 日下部 聡
	国土交通省危機管理・運輸安全政策審議官 河野 春彦
	海上保安庁海上保安監 岩並 秀一
	防衛省統合幕僚監部総括官 辰己 昌良
オブザーバー	原子力規制庁長官 安井 正也